

第五回 参議院図書館運営委員会 會議録第三号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

四月二十八日(木曜日) 委員鬼丸義齋君の辞任につき、その補欠として小林勝馬君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

- 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(金子洋文君外九名発議)
- 国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律案(衆議院提出)

〔総員起立〕

○委員長(金子洋文君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の報告は委員長に御一任願います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金子洋文君) それではさういたします。多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小林 勝馬 松野 喜内
徳川 宗敬 岩本 月洲

○委員長(金子洋文君) では只今から委員会を開きます。本日審査願いますのは国立国会図書館法の一部を改正する法律案であります。

○松野喜内君 動議を提出いたしました。只今議題となりました法案は本委員会の全委員の賛成によるものでありますから、質疑及び討論は省略して、直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○小林勝馬君 松野君の動議に賛成いたします。

○委員長(金子洋文君) 只今の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金子洋文君) 異議なきものと認めます。本案の採決をいたします。国立国会図書館法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

午後一時三十分休憩

午後四時三十分開会

○委員長(金子洋文君) 只今から委員会を再開いたします。審査をお願いいたします。案件は、国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律案であります。

○岩本月洲君 只今議題となりました法案は、衆議院図書館運営委員長の発議によりますものであります。委員各位もその内容につきましては十分に御承知のこととありますから、この際質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入らんことの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり
○委員長(金子洋文君) 只今の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(金子洋文君) 異議なきものと認めます。本法案の採決をいたします。「国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律案」を、原案通り可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(金子洋文君) 全会一致と認めます。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。尙本会議における委員長の報告は委員長に御一任願います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(金子洋文君) それではさう

ういたします。多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

徳川 頼貞 岩本 月洲
三木 治朗 徳川 宗敬
松野 喜内 小林 勝馬

○委員長(金子洋文君) これを以て本委員会は散会いたします。

午後四時三十分散会

出席者は左の通り。

委員長 金子 洋文君
理事 岩本 月洲君
委員 三木 治朗君
徳川 頼貞君
松野 喜内君
小林 勝馬君
徳川 宗敬君

説明員

国立国会図書館長 金森徳次郎君
国立国会図書館副館長 中井 正一君

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十章 國、地方公共団体等の

発行する出版物の納入

第二十四條 國の諸機関により又は國の諸機関のため、左の各号に該当する出版物(機密性のもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するために、その発行部数が五百部以上のときはその三十部、その発行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに國立国会図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超え五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、三十部未満の部数を納入させることもできる。

- 一 圖書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 樂譜
- 五 地圖
- 六 映画技術によつて製作した著作物
- 七 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物
- 八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的

方法によつて、文書又は図画として複製した著作物

2 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四條の二 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前條第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、前條の規定に準じ、その出版物を直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前條第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては十部以下、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては三部以下の部数を、直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十一章を次のように改める。
第十一條 其他の者の発行する出版物の納入
第二十五條 前二條に規定する者以外の者は、第二十四條第一項に規定する出版物を発行したときは、前二條の規定に該当する場合を除

昭和二十四年五月三十一日印刷

いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを國立國會圖書館に納入しななければならない。但し、発行者がその出版物を國立國會圖書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十四條第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

4 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登録したものを送付する。

第二十五條の二 発行者が正当の理由がなく前條第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小賣價額(小賣價額のないときはこれに相当する金額)の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。
附則
1 この法律は、昭和二十四年七月

昭和二十四年六月一日發行

一日から施行する。
2 改正後の第二十四條第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同條並びに改正後の第二十四條の二及び第二十五條の規定にかかわらず、その納入を免ずることが出来る。

3 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

五月十三日本委員会に左の事件を付託された。
一、國立國會圖書館法第二十條の規

定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律案

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律案

第一條 左の表の上欄に掲げる國立國會圖書館支部圖書館(以下支部圖書館という。)は、國立國會圖書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十條の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

國立國會圖書館支部會計検査院圖書館	會計検査院
國立國會圖書館支部人事院圖書館	人事院
國立國會圖書館支部内閣文庫	総理府
國立國會圖書館支部総務府統計局圖書館	総務府
國立國會圖書館支部宮内省圖書部	宮内省
國立國會圖書館支部經濟安定本部圖書部	經濟安定本部
國立國會圖書館支部物價庁圖書部	物價庁
國立國會圖書館支部外務省圖書部	外務省
國立國會圖書館支部大藏省圖書部	大藏省
國立國會圖書館支部法務省圖書部	法務省
國立國會圖書館支部文部省圖書部	文部省
國立國會圖書館支部厚生省圖書部	厚生省
國立國會圖書館支部農林省圖書部	農林省
國立國會圖書館支部通商産業省圖書部	通商産業省
國立國會圖書館支部特許庁圖書部	特許庁
國立國會圖書館支部運輸省圖書部	運輸省
國立國會圖書館支部郵政省圖書部	郵政省
國立國會圖書館支部電氣通信省圖書部	電氣通信省
國立國會圖書館支部労働省圖書部	労働省
國立國會圖書館支部建設省圖書部	建設省

2 前項の職員は、当該行政機関の職員のうちから、國立國會圖書館法第十九條の規定により、任免する。
第四條 第一條に規定する行政機関の長は、前條に規定する職員の定数を、当該行政機関の職員の定員

參議院事務局

印刷者 印刷局